



平成29年度第1回 日進市地域包括ケア検討会議

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業について
- (2) 生活支援体制整備事業について

平成29年7月24日
日進市地域福祉課



日進市の高齢化等について



【統計数値】

平成29年5月末日時点

総人口：89,229名

高齢者人口：17,587名、高齢化率：19.7%

①前期高齢者：9,373名（10.5%）、②後期高齢者：8,214名（9.2%）

【要介護等認定者数】※第2号被保険者含む

区分	人数	構成比
要支援1	458名	16.3%
要支援2	489名	17.4%
小計	947名	33.6%
要介護1	564名	20.0%
要介護2	474名	16.8%
要介護3	285名	10.1%
要介護4	296名	10.5%
要介護5	250名	8.9%
小計	1,869名	66.4%
合計	2,816名	100.0%



【総合事業移行者数】

区分	人数	移行率
要支援1	264名	57.6%
要支援2	318名	65.0%
小計	582名	61.5%
事業対象者	71名	—
合計	653名	—

【要支援1・2】

新規（10月1日以降申請分）

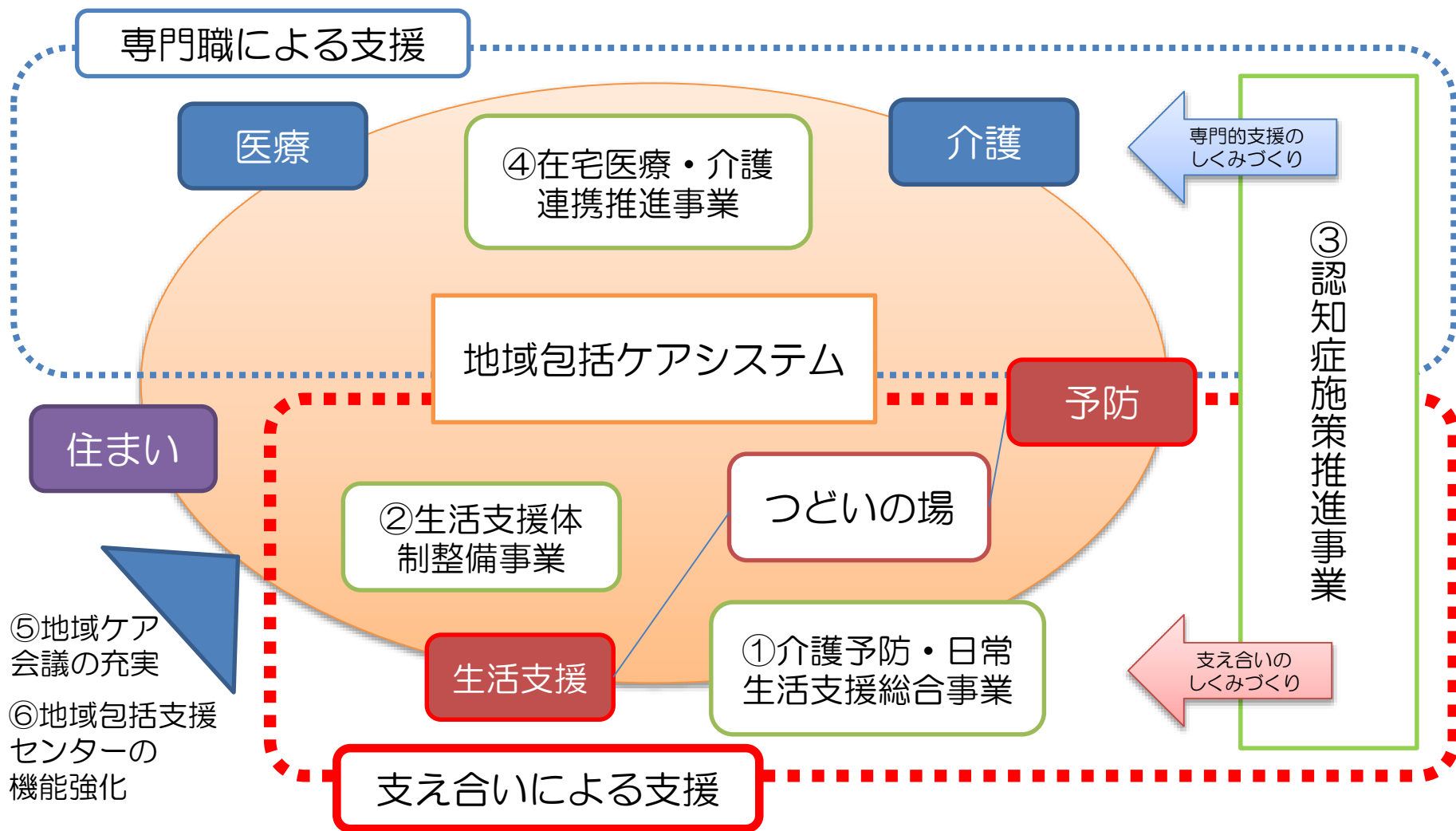
更新（10月～5月更新分）

【事業対象者】

新規（10月1日以降申請分）



日進市の地域包括ケアシステム





介護予防・日常生活支援総合事業と生活支援体制整備事業



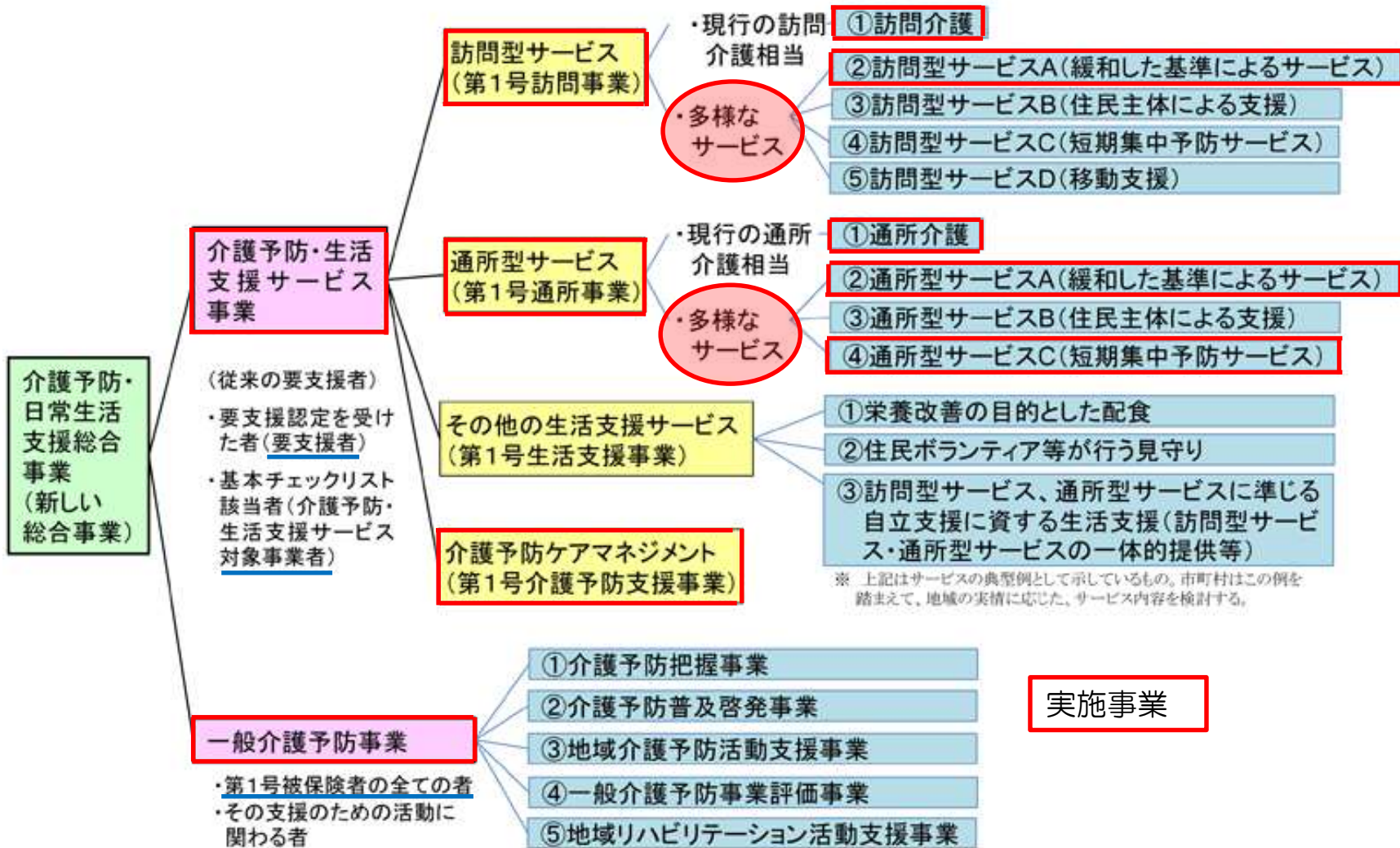
<図表 8：ガイドラインの類型から考える「サービスづくり」と「地域づくり」>



出典：新しい総合事業の移行戦略（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）



介護予防・日常生活支援総合事業について



出典「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」



(1-1) 要支援者等に対する体制整備について

フォーマルサービス（共助）－訪問型サービス－



総合事業の背景 ニーズの増大と人材不足



■ 今後の生活支援ニーズの拡大と人材不足

◎ 今後、生活支援ニーズは拡大していく

予防給付の対象者は、身体介護ではなく、調理・買い物・洗濯・掃除等の生活支援を必要とするケースが大半。
今後、高齢者の単身・夫婦のみ世帯が増加するのに伴い、生活支援ニーズはこれまで以上に拡大していく。

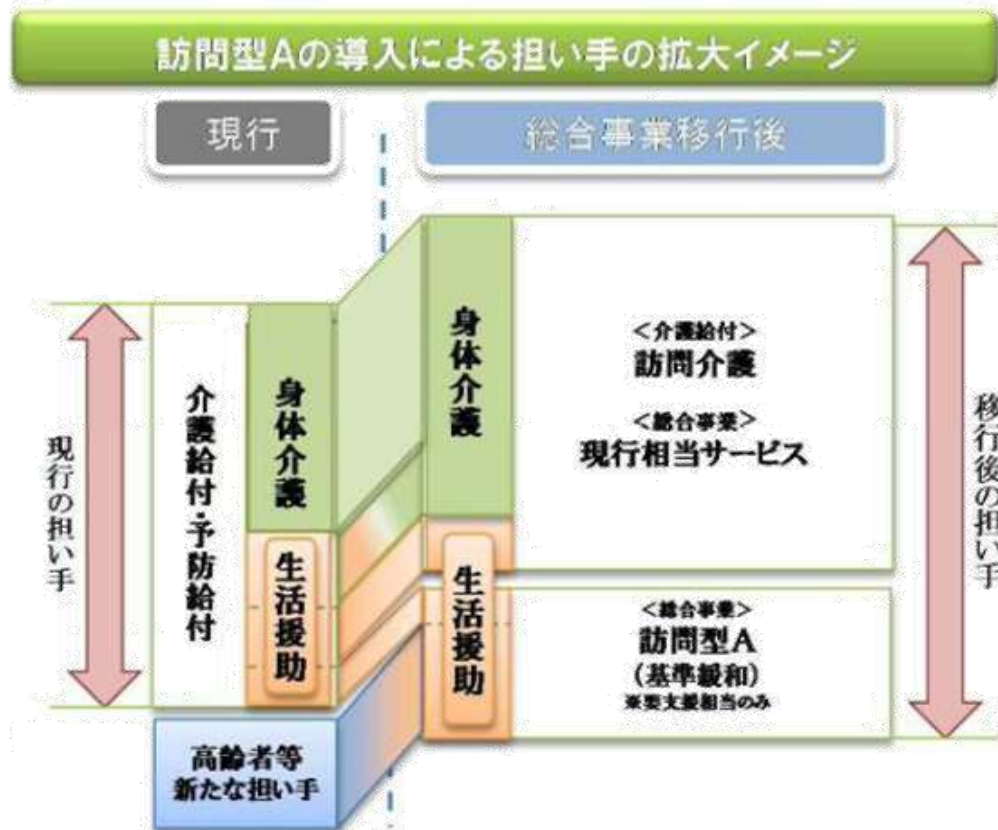
◎ 生活支援ニーズの増加に対してホームヘルパーを中心に介護人材が不足する

今後、認定者が増加する一方で、担い手である生産年齢人口は減少していく。増大する生活支援ニーズに対し、その大部分を従来通りホームヘルパーが担っていくことは人材面で立ち行かない状況になっていくことが予想される。

◎ 中重度の在宅要介護者を支える人材も強化が必要

→ホームヘルパーはより専門性の高い「身体介護」へ

中重度になっても住み慣れた地域で生活を継続するためには、「身体介護」の提供を強化していく必要がある。
すでに在宅の人材不足が叫ばれる中、ホームヘルパーが身体介護に重点的に取り組んでいくためには、生活援助を担う高齢者等の新たな担い手が必要となる。





訪問型サービス（制度概要）



①訪問型サービス

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護	<u>②訪問型サービスA</u> (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	【検討中】 <u>④訪問型サービスC</u> (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	<p>○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース</p> <p>○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 <p>※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。</p>	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		<ul style="list-style-type: none"> ・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース <p>※3～6ヶ月の短期間で行う</p>	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	<u>事業者指定</u> ／委託	補助（助成）	<u>直接実施</u> ／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に <u>雇用労働者</u>	ボランティア主体	<u>保健・医療の専門職</u> (市町村)	



①訪問型サービスA（サービス領域）



緩和基準型サービスのイメージ（訪問型サービスA）

介護予防訪問介護（現行型）領域

【身体介護】

- 入浴の介助
- 排泄の介助
（便器の使用介助やおむつ交換など）
- 食事の介助
- 着替えの介助
- 清拭（せいしき 体を拭くこと）
- 身体整容（洗顔・歯磨き）
- 体位変換介助
- 起床や就寝の介助
- 移動の介助
- 外出介助
- 服薬介助（薬を飲ませること）

+

【生活援助】

- 掃除
- 洗濯
- ベッドメイク
- 衣服の整理
- 被服の補修
- 一般的な調理、配下膳
- 買い物
- 薬の受け取り

この部分を、専門職（ヘルパー職）以外の方で補うサービスを創出する。

※介護保険法に規定される生活援助項目のみ

【参考】

訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について
（老計第10号平成12年3月17日）

訪問型サービスA領域



①訪問型サービスA（指定状況）



平成29年7月1日時点

類型	事業所名	所在地	指定年月日
訪問型サービスA (8事業所)	①ヘルパーサービスあんじゅの森	日進市(岩崎町)	平成28年10月1日
	②あい工房ヘルパーステーション	日進市(蟹甲町)	
	③健やかネットワーク	日進市(岩崎台)	
	④なの花訪問ケア	名古屋市(名東区)	
	⑤サンライフヘルパーステーション	日進市(米野木町)	平成29年1月1日
	⑥ヘルパーステーション さくらの家	日進市(岩崎町)	平成29年3月1日
	⑦もみの木訪問介護事業所	東郷町(春木)	平成29年5月1日
	⑧ファミリア赤池ヘルパーステーション(※)	日進市(浅田町)	平成29年6月1日

※⑧については、運営主体の変更による再指定となります。



生活支援サポーター養成講座について

(訪問型サービスA従事者養成研修)



生活支援サポーター養成講座

訪問型サービスAの従事者資格となる養成研修として、指定事業所の従事予定者を対象に開催。
(第1層生活支援コーディネーター業務として開催)。

<平成28年度実績>

- 日 程 ①平成28年9月26日(月)・28日(水)
②平成29年3月14日(火)・15日(水)
- 対 象 訪問型サービスA事業所に従事する予定の方
- 受講者 21名(①9名、②12名)
- 会 場 日進市中央福祉センター
- 内 容 ①介護予防・日常生活支援総合事業について
②権利擁護と守秘義務について
③生活支援活動の心得について
④高齢者の心身の特性と暮らしについて
⑤利用者への接し方について
⑥生活支援と家事援助の技術について
※受講者のフォローアップとして別に現場研修(デイサービス)及び認知症サポーター養成講座を実施。



養成講座の様子



養成講座の様子

<平成29年度>

- ・サービス事業所の指定状況を踏まえ、受講対象を一般向けに拡大。
- ・受講後のフォローアップ研修を、訪問型サービスA事業所に依頼。



②訪問型サービスB・D（制度概要）



①訪問型サービス

地域における生活支援体制づくりと一体的に検討。

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	【検討中】 ③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	【検討中】 ⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	<p>○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース</p> <p>○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 <p>※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。</p>	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		<ul style="list-style-type: none"> ・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース <p>※3～6ヶ月の短期間で行う</p>	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	



(1-2) 要支援者等に対する体制整備について

フォーマルサービス（共助）ー通所型サービスー



通所型サービス（制度概要）



②通所型サービス

基準	現行の通所介護相当	多様なサービス		
サービス種別	①通所介護	②通所型サービスA <u>（緩和した基準によるサービス）</u>	③通所型サービスB （住民主体による支援）	④通所型サービスC <u>（短期集中予防サービス）</u>
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、 自主的な通いの場	生活機能を改善するための 運動器の機能向上や栄養改善 等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース 等 ※3～6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	<u>事業者指定</u> ／委託	補助（助成）	直接実施／ <u>委託</u>
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者（例）	通所介護事業者の従事者	主に <u>雇用労働者</u> + <u>ボランティア</u>	ボランティア主体	<u>保健・医療の専門職</u> （市町村）



通所型サービスA型（指定状況）



平成29年7月1日時点

類型	事業所名	所在地	指定年月日
通所型サービスA (11事業所)	①デイサービスさくら100	日進市(岩崎町)	平成28年10月1日
	②元気デイ はじめの一步	日進市(東山)	
	③デイサービスさかえ	日進市(浅田町)	
	④あい工房	日進市(蟹甲町)	
	⑤デイサービス なごみの家	日進市(折戸町)	平成29年3月1日
	⑥デイサービス パワリハ香久山	日進市(香久山)	
	⑦デイサービスはなのき 日進	日進市(北新町)	
	⑧デイサービス ファミリア赤池 (※)	日進市(浅田町)	平成29年6月1日
	⑨アクポデイサービス日進竹の山	日進市(竹の山)	平成29年7月1日
	⑩デイサービス 千日草	名古屋市(天白区)	
	⑪リハビリ康センター	名古屋市(天白区)	

※運営主体の変更による再指定となります。



②通所型サービスC（短期集中予防サービス）



（1）足腰おたっしゃクラブ（運動器の機能向上事業）

理学療法士指導による健康講座、個別運動指導・集団運動指導を行う教室で、1教室3ヶ月で構成し、最長2教室（6ヶ月）で生活機能の改善を図ります。

＜平成28年度実績＞

①日進ホーム

日 程：①新規：平成28年10月6日～同年12月29日（全12回）

②継続：平成29年 1月5日～同年 3月23日（全12回）

対 象：事業対象者

参加者：20名（②継続18名）

会 場：日進ホーム

②愛泉会

日 程：①新規：平成29年1月10日～同年3月21日（全12回）

対 象：要支援者・事業対象者

参加者：19名

会 場：日進市保健センター西館



平行棒を取り入れた機能訓練の様子

＜平成29年度＞

・教室終了後のフォローとして、最終日に個別面談および予防教室等を案内。

・要支援者への対応強化を目的に、教室プログラムを一部改良。

（1サイクル目：機能訓練メニュー、2サイクル目：生活行為メニュー等）



②通所型サービスC（短期集中予防サービス）



(2) 健口健食元気クラブ（栄養・口腔機能向上事業）

管理栄養士や歯科衛生士指導による栄養・口腔機能改善に関する健康指導と運動メニューによる6ヶ月間の教室で、生活機能の改善を図ります。

<平成28年度実績>

①名古屋学芸大学

日程：平成28年10月28日～平成29年3月24日（全10回）

対象：事業対象者 参加者：9名

会場：日進市民会館



名古屋学芸大学での教室の様子

<平成29年度>

- ・専門性を高めるため、会場を名古屋学芸大学管理栄養学部棟に移行。
- ・日常生活行為改善に繋がるよう、教室プログラムを一部改良。
（食に関するアセスメントシート、自宅メニュー導入等）

教室後の受け皿及び介護予防の場として、主に以下の一般介護予防事業を実施しています。

事業名	区分	箇所数	概要
ゆうゆう体操教室	運動器	1	H29.4より、理学療法士監修メニューの運動教室に改編。市中央福祉センターで月4回開催。
オープン回想法	認知予防	1	福祉情報センターで週1回開催の回想法教室
おたっしゃハウス	運動器	6	各福祉会館で週1回開催の運動教室
コミュニティサロン	サロン	6	各福祉会館で週1回開催の地域サロン



②一般介護予防事業（ゆうゆう体操教室）



（2）ゆうゆう体操教室（運動器の機能向上事業）

理学療法士や愛知県介護予防リーダー講師による体操教室で、運動器の機能向上・維持を図っています。

<教室概要>

日 程：原則、毎月第1～4金曜日 午前10時から11時頃

対 象：日進市在住の高齢者

登録者：68名（平成29年7月20日現在）

会 場：日進市中央福祉センター多機能室

講 師：①1週目…理学療法士（リハメール日進）

②2週目…介護予防リーダー（中部圏域）

③3週目…介護予防リーダー（東部圏域）

④4週目…介護予防リーダー（西部圏域）

内 容：準備体操（約5分）：にっしん体操（ゆったり版）

共通メニュー（約30分）：ストレッチ・軽運動メニュー

休 憩（約5分）

独自メニュー（約10分）：棒体操、認知症予防メニュー等



ゆうゆう体操の様子

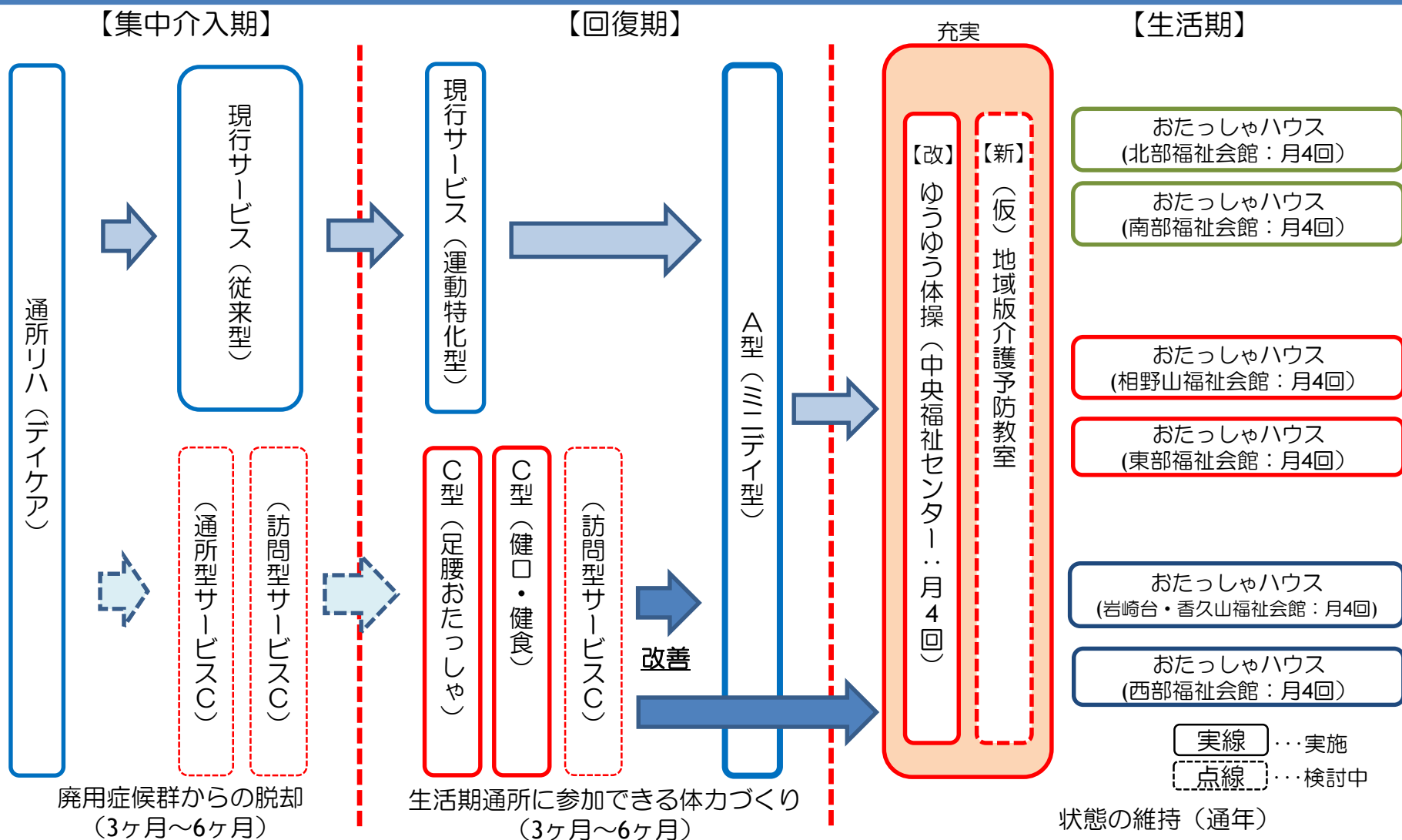
<平成29年度>

- ・教室内容の改編（開催回数増、共通メニュー作成、介護予防リーダー活用等）
- ・足腰おたっしゃクラブの卒業生に係る受入体制の整備。

⇒（日）H29.3月卒業生：8名/20名、（愛）H29.6月卒業生：4名/19名



通所型サービスの展開イメージ





③通所型サービスB（制度概要）



②通所型サービス

地域における生活支援体制づくりと一体的に検討。

基準	現行の通所介護相当	多様なサービス 【検討中】		
サービス種別	①通所介護	②通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③通所型サービスB (住民主体による支援)	④通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション等	体操、運動等の活動など、 自主的な通いの場	生活機能を改善するための 運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース等 ※3～6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助（助成）	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)



(2) 住民による主体的な活動の推進について

インフォーマルサポート（地域の助け合い・互助）
—生活支援・認知症支援—



高齢者の在宅生活を支える体制づくり



高齢者の生活をうまく営む「5つのこと」

「安心」の確保	自分のことを気にかけてくれている人がいる	最も重要な基盤
「日常的な家事」	買い物や掃除、調理、布団干し等	
「外出」	通院や買い物	
「交流」	友人や知人とのコミュニケーション	
「非日常的な家事」	蛍光灯等の交換等、日常生活で不意に起こること	

※生活支援ニーズは、上記5つのことのどれかが上手くいかなくなった時に生じる。

出典：生活支援コーディネーター養成研修テキスト



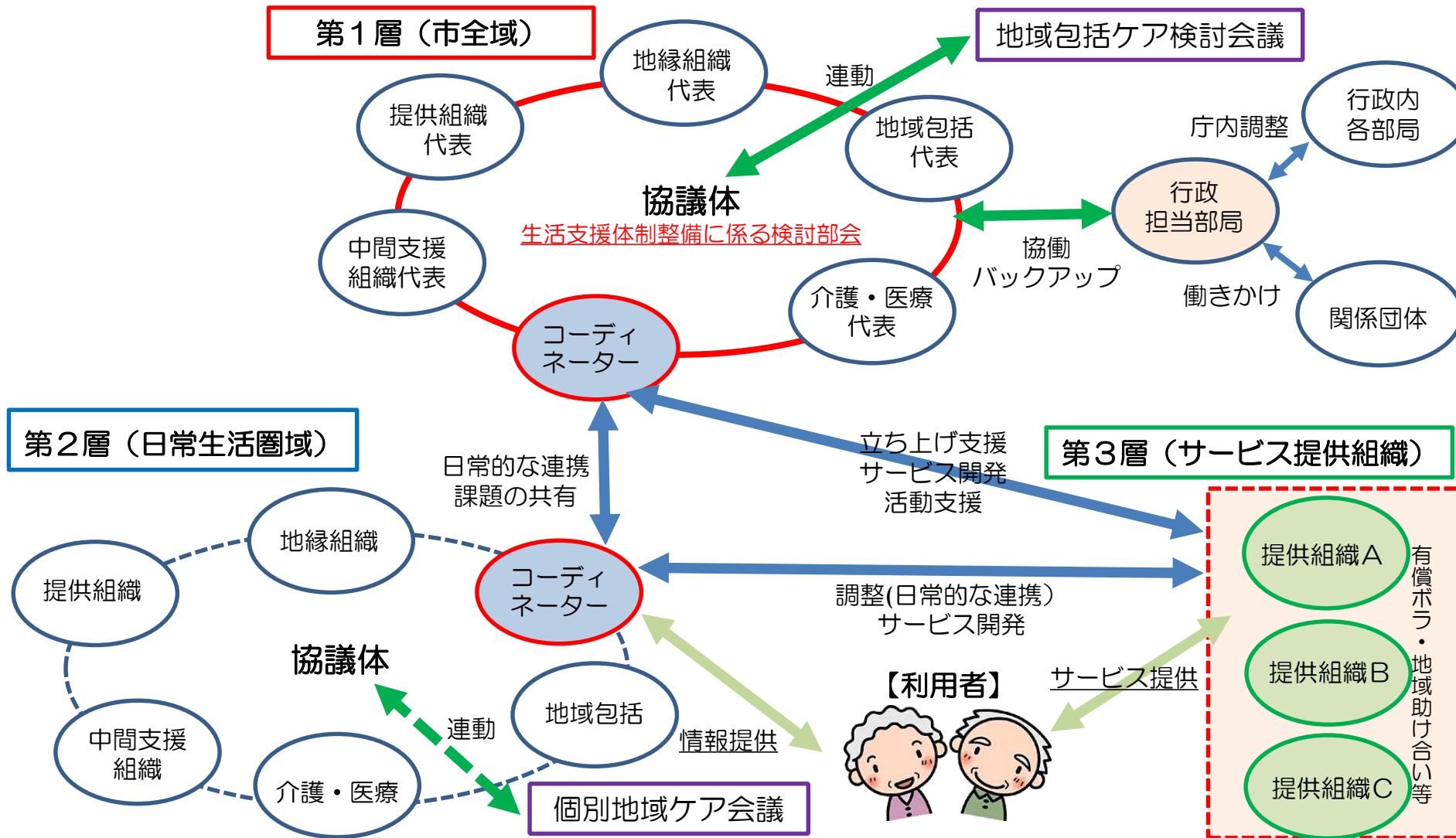
見守り活動・サービスを「安心」の確保につなぐために、
「早期発見」「危機管理」「情報支援」「不安解消」の要素を意識した取り組みが必要

【生活支援体制整備事業】

公助・共助で補えない支援を、コーディネーターを中心に創出する取り組み



生活支援体制整備事業について（イメージ）





生活支援体制整備事業について



(1) 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置

①第1層生活支援コーディネーター

市全域への生活支援サービスの開発・普及や基盤整備を推進する役割

【団体】日進市社会福祉協議会（富岡、中川）

【時期】平成28年7月～

②第2層生活支援コーディネーター

各日常生活圏域の生活支援サービス提供団体間の連携協働を促進する役割

【団体】中部地区：(有)はじめの一步（荒川）

東部地区：(特非)介護サービスさくら（村居）

西部地区：(株)アンジュ（池谷）

【時期】平成28年10月～



(2) 協議体の設置

①第1層協議体（地域包括ケア検討会議の部会として設置予定）

【役割】市全域でのサービス・資源の開発や基盤整備

【時期】平成29年1月設置

※にっしん地域支え合い円卓会議も継続。

②第2層協議体

【役割】サービスを提供するための日常的な連携や調整

【時期】検討中





65歳以上の高齢者における認知症の現状



【認知症高齢者の現状（平成22年）】

- 全国の65歳以上の高齢者について、認知症有病率推定値15%、認知症有病者数約439万人と推計（平成22年）。また、全国のMCI（正常でもない、認知症でもない（正常と認知症の間）状態の者）の有病率推定値13%、MCI有病者数約380万人と推計（平成22年）。
- 介護保険制度を利用している認知症高齢者は約280万人（平成22年）。



資料:厚生労働省

今後、認知症徘徊高齢者の増加が懸念



地域における、理解者・支援者等を増やす取組みが必要



徘徊時の支援体制づくりについて



○認知症やさしい手ネットにっしん情報配信システム(平成29年3月末現在)

登録者：74名、地域支援者：467名（①メール：364名②FAX：243名③両方：140名）
配信数：6回（H28実績）

○認知症サポーター養成研修(H29.3月末現在)

受講者数：15団体・458名（H28実績）

認知症サポーター数：5,369名（延べ数）



○高齢者地域見守り推進事業協力に関する協定

高齢者宅又は窓口等において異変を発見した場合に、市へ通報することにより見守りを必要とする高齢者が安心して暮らせる地域をつくることを目的として協定を締結。

- ・市内および近隣の19金融機関（H28.3月2日締結）
- ・電気、水道、ガスのライフラインと宅配業務に携わる7事業所(H25.11月21日締結)
- ・郵便事業株式会社と新聞販売店（H24.3月29日締結）

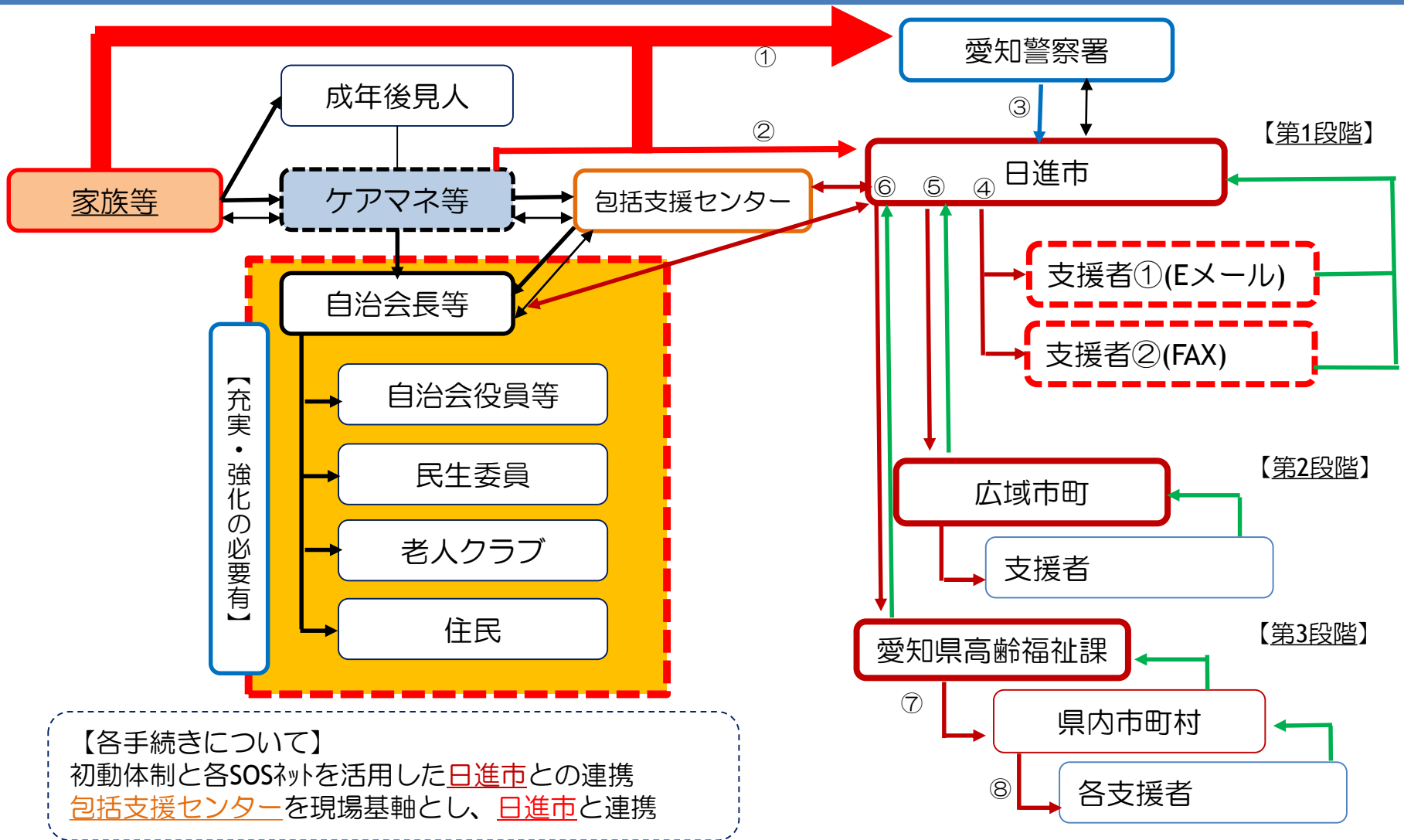
○認知症になっても安心して暮らせる地域づくり連携協定

認知症に対する理解促進や専門職の連携強化等を目的として、地区医師会、歯科医師会、薬剤師会、製薬会社、行政が連携して取り組む協定を締結(H28.3月30日締結)



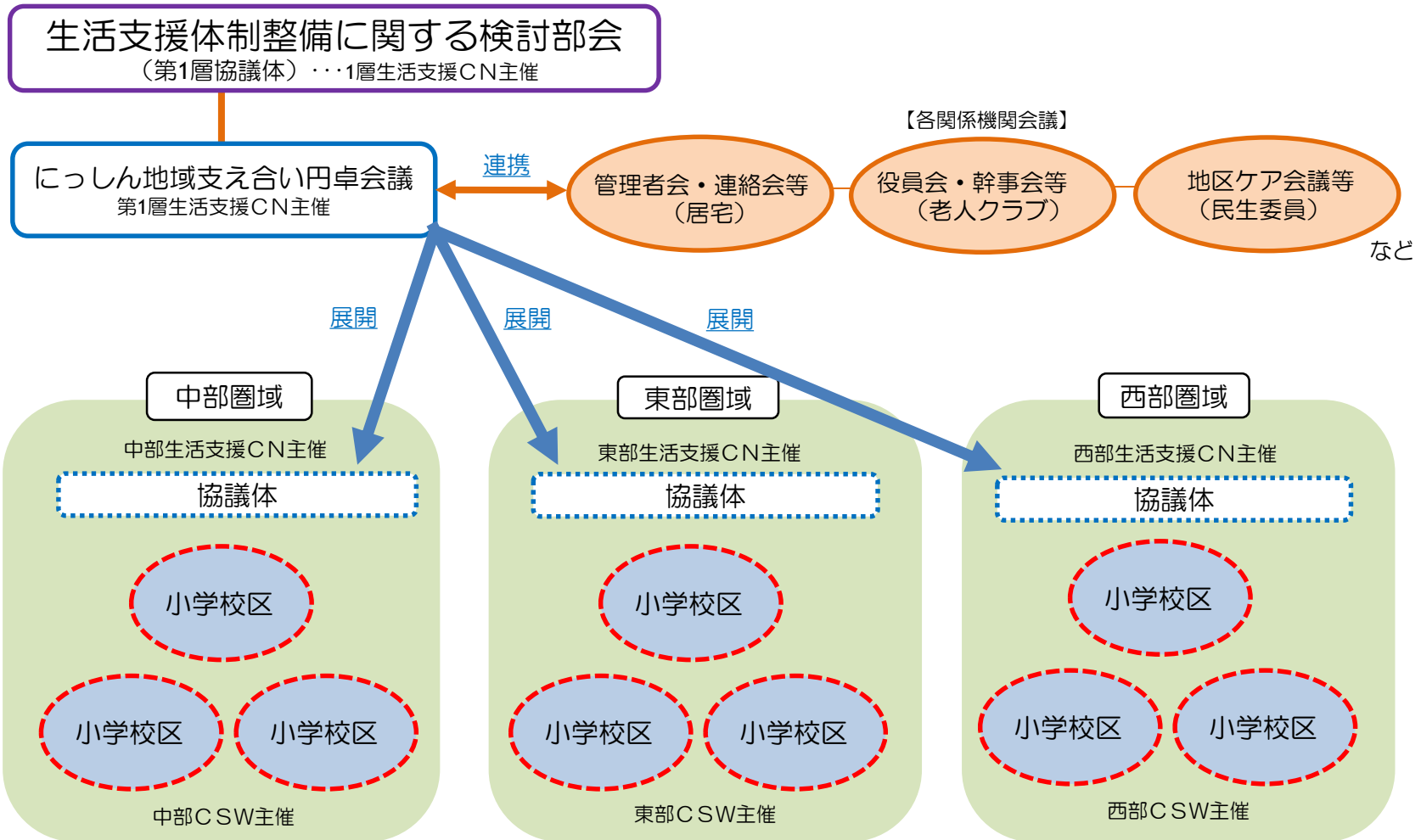
認知症やさしい手ネットにっしん情報配信システム

—システム配信時—





住民による主体的な活動の推進に向けて





各行政区へのアプローチについて



(1) にっしん幸せまちづくりプラン行政区地域座談会

各行政区（19区）を対象に、高齢化背景を踏まえた地域づくりについて座談会を実施。

- ①内 容：「にっしん幸せまちづくりプラン（地域福祉計画・地域福祉活動計画）について」
「2025年を見据えた地域における支え合いについて」
- ・高齢化の進展について
 - ・地域における生活支援について
 - ・地域における認知症支援について
- 「わたしのまちの支え合い（GW）」

②日 程：平成28年11月7日～同年12月27日

③参加者：236名

行 政：日進市地域福祉課、日進市社会福祉協議会
地域包括支援センター（管轄）
生活支援コーディネーター（第1層・管轄第2層）
行政区：区長、自治会長、民生委員、老人クラブ役員等



地域座談会の様子

(2) にっしん地域支え合い円卓会議

地域関係者を中心に、高齢化背景を踏まえた地域づくりについて勉強会を開催。

- ①内 容：「地域生活支援の在り方について（講演）」
「目指す地域像を考えよう（GW）」

講師：鶴山芳子氏（公益財団法人さわやか福祉財団理事）

②日 程：平成29年1月18日 ③参加者：97名



地域座談会の様子（GW）